

公営住宅の入居者を募集します

定住促進課

| | |
|-------------|---|
| 受付期間 | 令和2年4月1日(月)～4月10日(金) |
| 受付場所 | 定住促進課住まい室 |
| 募集戸数 | 公営住宅1戸、特定公共賃貸住宅(単身者)2戸 計3戸 |
| お申し込みに必要なもの | 1.入居申込書 2.住宅等状況申告書 3.所得の状況が確認できる書類(所得証明、源泉徴収票など) 4.地方税の滞納が無い事を証明する書類 5.世帯全員分の住民票(町外の方のみ)※本籍地の表示は不要 6.その他必要と認める書類 7.印鑑 ※3・4の書類は、入居予定者の中で所得のある方全員分を提出してください。 ※下線のついている書類は、定住促進課住まい室に用意してあります。 |

●公営住宅

| | 募集団地 | 住 所 | 戸数・家賃 | 建築年・構造・設備等 | そ の 他 |
|------|--|---------|--|--|---|
| ① | 西8号団地 A3 | 西町8丁目4番 | ・1戸 ・2階3LDK(70.66㎡) ・19,800円～29,500円 | ・1988(昭和63年) ・耐火構造3階建て ・物置、駐車場1台 | ・調理器(ガス)、灯油暖房機(煙突)、照明設備は各自用意。 ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気代、除雪費用が別途かかります。 |
| 入居資格 | 1.同居または同居しようとする親族(婚約中の方なども含む)がいる方、又は60歳以上の方 2.町内会への入会及び町内会費の納入できる方 3.法の規定により算出した月額所得(世帯全員分)が15万8千円以下 ※ただし、次のいずれかの要件に該当する場合は、月額所得(世帯全員分)が21万4千円以下となります。 ・小学校就学の始期に達するまでの方がいる場合 ・身体障がい等級1級から4級までの方がいる場合 ・精神障がい等級1級から3級までの方がいる場合、知的障がい(精神障がいの程度に相当)の方がいる場合 ※上記の外にも要件がありますので、お問い合わせ下さい。 | | | | |

●特定公共賃貸住宅

| | 募集団地 | 場 所 | 間取り・戸数・家賃 | 建築年・構造・設備等 | そ の 他 |
|------|---|---------|---|--|--|
| ① | アヴニール (単身者) | 西町1丁目9番 | ・1戸 ・2階1LDK(37.2㎡) ・30,400～49,200円 | ・1993(平成6年) ・耐火構造2階建て ・物置付き ・駐車場1台 | ・オール電化 ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気代、除雪費が別途かかります。 |
| ② | アヴニールⅡ (単身者) | 西町1丁目9番 | ・1戸 ・2階1LDK(38.16㎡) ・30,100～61,900円 | ・1999(平成11年) ・耐火構造2階建て ・物置付き ・駐車場1台 | ・オール電化、家賃の他に温水器、暖房機、調理器のリース料(月額6,000円程度)の負担があります ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気代、除雪費用が別途かかります。 |
| 入居資格 | 町内に住所または勤務地を有する方、本町に居住を希望されている方で次の要件に該当する方 1.収入金額が国で定める収入基準の範囲内の方、または入居後所得の上昇が見込まれる方 ※詳細はお問合せください | | | | |

注意事項 入居申込者または同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に該当する場合は入居できません。
 室内・室外でペット飼育は認められません。
 ここに記載の家賃は、この住宅の最高家賃ではありません。(長期間居住され所得が増えた場合には、家賃が最大10万円を超える場合があります。)

選考方法 入居者選考委員会を開催し、入居者を決定します。
入居期限 4月末 ※期限迄に入居することが要件となっています。
敷金 家賃の3カ月分
連帯保証人 入居者が家賃滞納等をした際に、代わって弁済することが可能な程度の定期的な収入がある方2人。
お問い合わせ 定住促進課住まい室 ☎82-2111(内線115、116)